

議案第 7 6 号

海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正について

海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

平成 2 8 年 1 2 月 1 日提出

海老名市長      内   野      優

提案理由

受益者負担の額の算定方法を改めたいため

海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する  
条例

海老名市都市計画下水道事業受益者負担に関する条例（昭和４８年条例第３６号）  
の一部を次のように改正する。

第２条第２項中「排水区域内」を「、排水区域内」に、「行なわれた」を「行われた」に改める。

第３条第２項中「の規定により」を「に規定する」に改める。

第４条を次のように改める。

（負担区の負担金の額）

第４条 前条第１項に規定する負担区の負担金の額は、別表に定めるとおりとする。

第５条を削る。

第６条中「負担区の負担金の総額を当該負担区的地積で除して得た額（以下「単位負担金額」という。）に当該受益者が第８条の規定により」を「前条に定める負担金の額に当該受益者が次条に規定する」に改め、同条を第５条とする。

第７条を削る。

第８条第１項中「毎年度の当初に、当該年度内に事業を施行することを予定し、かつ」を「、毎年度の当初に」に改め、同条第２項中「の規定により」を「に規定する」に改め、同条を第６条とする。

第９条中「の規定により公告の日以後」を「に規定する公告の日後」に改め、同条を第７条とする。

第１０条中「前条」を「、前条」に、「、又は」を「又は」に改め、同条を第８条とする。

第１１条第１項中「第８条の規定により」を「、第６条に規定する」に、「第７条の規定により公告された単位負担金額の予定額を基礎として、負担金の額を定めこれを」を「第５条の規定により計算した負担金の額を定め、これを」に改め、同条第２

項中「第8条の規定による」を「第6条に規定する」に改め、同条第3項中「第1項」を「、第1項」に改め、同条第4項中「3年」を「、3年」に改め、同条を第9条とする。

第12条中「次の」を「、次の」に改め、同条第1号中「当該負担金」を「、当該負担金」に、「かつその」を「かつ、」に改め、同条を第10条とする。

第13条を第11条とする。

第14条及び第15条を削る。

第16条中「第8条の規定による」を「第6条に規定する」に、「、又は」を「又は」に、「第11条第1項の規定により定められた額及び前条第1項の規定により、受益者」を「第9条第1項の規定により受益者」に、「当該届け出」を「当該届出」に改め、同条を第12条とし、同条の次に次の1条を加える。

(督促)

第13条 市長は、負担金を納期限までに納付しない者があるときは、当該納期限後20日以内に、督促状により督促しなければならない。

第17条第2項中「延滞金」を「、延滞金」に改め、同条第4項中「これらに」を「、これらに」に改め、同条を第14条とする。

第18条の見出し中「負担金・延滞金等」を「負担金、延滞金等」に改め、同条第1項を削り、同条第2項中「第6条の規定による単位負担金額に1円未満の端数があるとき及び」を「第5条に規定する」に改め、同項を同条第1項とし、同条第3項中「、又は」を「又は」に改め、同項を同条第2項とし、同条第4項中「延滞金の確定金額」を「前条の規定により算定された延滞金の額」に、「、又は」を「又は」に改め、同項を同条第3項とし、同条を第15条とする。

第19条の見出し中「市長への」を削り、同条を第16条とする。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第4条関係）

| 負担区名 | 負担金（1平方メートル当たり） |
|------|-----------------|
|------|-----------------|

|            |      |
|------------|------|
| 海老名第 1 負担区 | 150円 |
| 海老名第 2 負担区 | 188円 |
| 海老名第 3 負担区 | 230円 |
| 海老名第 4 負担区 | 235円 |
| 海老名第 5 負担区 | 272円 |

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、平成 2 9 年 4 月 1 日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 この条例による改正後の負担金の額は、施行の日以後の公告に係る負担金から適用し、同日前の公告に係る負担金の額については、なお従前の例による。